

議案第 76 号

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び組合規約の変更に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 31 日
をもって岡山市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認する
とともに、岡山市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山市町村総合事務組合を組織する地方公
共団体数の減少及び組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定に
より議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

岡山県市町村総合事務組合規約（平成 17 年岡山県指令市第 1 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中 「和気赤磐し尿処理施設一部事務組合
和気北部衛生施設組合」 を「和気・赤磐環境衛生施設組合」

に改める。

別表第 2 第 3 条第 1 号に関する事務の項、同表第 3 条第 2 号及び第 3 号に関する事務の項及び同表第 3 条第 4 号に関する事務の項中「，和気赤磐し尿処理施設一部事務組合，和気北部衛生施設組合」を「，和気・赤磐環境衛生施設組合」に改める。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。